

消防訓練大会開かる

消防技術の向上と志氣の
培養を図るため、町消防訓練大
会が開かれました。この大会は八年ぶりに
開催され、しかも部落消防団の部の第一位は、延岡地区
大会に出場することになり、今まで皆さんのご声援を
お願いいたします。

はなこの大会は八年ぶりに
開かれたが、しかも部落消防
団の部の第一位は、延岡地区
大会に出場することになり、今まで皆さんのご声援を
お願いいたします。

大會の趣旨からまことに喜
ばしいことであり、また団員の消防精神を目の当たりに
見て強い信頼感を持つこと
ができました。

今後このような大会を通じて訓練に励み、技術、体力
気力を鍛え危急の災害に対処できる消防精神に徹する
ことにより住民福祉に寄与されることを願つて大会の
報告をいたします。

私たち日常生活には、色々の紛争や利害の衝突が生じていています。例えば離婚・離縁・扶養請求、認知請求、相続等身分関係にまつわる紛争、所有権などの権利の得喪に関する紛争、争地・借家にまつわる紛争、さらには交通事故による損害賠償に関する紛争など、社会生活を嘗め尽くすまでの争い事は数えきれないほど発生しております。

私たちが、このような紛争に巻きこまれたとき、当事者間の直接交渉で円満に和解ができるたり、あるいは双方が信頼する第三者の仲裁に任せて解決がつけば、それによってここに至ることはないのですが、これらは、いずれも任意的な解決方法であつて、裁判に必要な費用（訴訟費用）を出せない人や、弁護士に依頼するだけの資力に乏しい人の中には、訴訟によつて紛争を解決することをあきらめて泣き寝入りしたり、あるいは、主張すべき正当な権利も主張できなまま、不当な示談で話をつけなければならぬといふ人が少なくないと思われます。

そこで、貧困のため裁判に訴えることのできない人々

法律扶助制度

貪しい人のための裁判費用に

A black and white photograph of a relay race team standing in a row on a track. The team members are wearing numbered bibs (5, 2, 4, 3, 2, 1) and caps. A coach or official stands to the right. In the background, there are hills and a building.

入居者募集!!

1

町公営住宅〔橋ノ口団地〕	
町は昭和四十五年度町営 住宅三十四戸を建設中であ ります。	(4) 入居戸数 第一種 二〇戸 第二種 四戸
近く完成の見込であり左記 の要領により入居者を公募 いたします。	(5) 申込期日 昭和四十五年九月一日か ら九月十五日まで
希望者は早目に申込み下さ い。	(6) 入居資格
(1) 入居場所 橋ノ口団地（門川中学校 より中山方向二〇〇メー トル先）	(7) その他 申込又は問合せ先 一 門川町役場企画課住宅係 電話 (3) 一、一四〇 六帖、四、五帖、三帖、 台所、風呂、ガス設備 六帖、四、五帖、台所、 風呂、ガス設備
(2) 住宅規模 第一種簡耐平家 六帖、四、五帖、三帖、 台所、風呂、ガス設備 第二種簡耐平家	(8) その他 申込又は問合せ先 二 門川町役場企画課住宅係 電話 (3) 一、一四〇 八、二四四
(3) 住宅使用料 予定額 第一種 四、 五〇〇円 第二種 三、 五〇〇円	

悪いのは車ではない……人間なのだ!!

昭和四十三年四月十一日。今日は父が旅行から帰つてくる日だ。その日は、ちょうど小雨が降つていた。僕は父の帰りをまちかねていた。だが、夜になつても帰つてこなかつた。時間が過ぎるにしたがつて、僕はおちつきがなくなつていつた。母はうろうろしている。その時、父の友人という人がたずねてきた。そして「お父さんが交通事故にあつた」と母に伝えた。僕はその時、何をしてよいか分らなくなつてしまつた。母は大急ぎで、その人といつしよに病院に行つた。翌朝、新聞社の人たちが家にやつてきた。父の死んだこと、場所などのことを、いろいろきいた。けれど、僕は答える気がしなかつたし、そんな元気もなかつた。その後、父の遺体が運ばれてきた。父の死は信じられない。あの元気な父が。父の近くに寄つて「お父さん」と呼んだ。だが何一つ返つてこなかつた。父の死の悲しみが一ぺんに胸一杯になつた。目もあけていない、口も開かなくなつてしまつた。「とうとう、僕は父なし子になつてしまつた」翌朝の新聞には、父の事がのつていた。何度も何度も読み返した。「ざんこくだ。實にざんこくだ。何も二度までも父の車に追突しなくとも」と思いながら、泣いた。交通事故は恐ろしい。だが、車が恐ろしいのではない車をあつかう人間がおそろしのいだ。人間が、交通規則を守つていれば、事故はおきない。事故があつたにしろ、又事故がおこらないようにすれば、悲しむ人も少なくなる。「交通事故を

出生おめでとう	戸籍の窓
子の氏名	門川中学校
父の名	//朝の出かけに、気をつけてね!!
母の名	佐黒河明金志牧黒川戸黒和新黒河椿後原下小安福牧岩子
住所	伯木野才丸良田野木崎田木泉庄木野原藤田田谷藤光田切省太郎
姓	地奈千美なつみ雅子
名	博知久美輝健和緒晴博恵和久麻知恵恵智明雅子
父	司美志紀彦剛代美仁代美子洋美理恵美康美子
母	武勝常富富健勝信浩正生治豊孝正寿一純雄
夫	光利雄男靖喜司明強穂寛明平徳吾修剛郎
妻	上榮西加中本三加南中大庵小旭小西中下榮庵城加東庵川東
子	のケ栄ケ内川栄納ケ丘西敷草町
孫	町丘町草山町瀬草町村原西園町園町尾屋

訴訟のため弁護士に支払つべき手数料や謝金などを含めた裁判に必要な一切の費用を立替え、費用のことは心配なく、裁判で自己の正当な権利を主張することにより、裁判を受ける権利を実効あらしめようとして設けられたのがここに紹介する法律扶助制度であります。	◎法律扶助を受けるための要件	法律扶助を受けるためには、次の要件のいずれをも満たすことが必要です。	法律扶助を受けるためには、次の要件のいずれをも満たすこととばしと。
(1)、依頼者が資力にとぼしい人であること。	◎法律扶助の申請	扶助を受けようとする人または代理人が、法律扶助申込書に所定の事項を記入すれば足りるが、これに民生委員などの「資力状況に関する証明書」または「給与証明書」と「住民票」の写を添付することとなつており、法務局、市町村に配置されている人権擁護委員に相談すれば、法律扶助協会に紹介してくれることになっています。	(1)、依頼者が資力にとぼしい人であること。
(2)、扶助の見込みがあること。	◎立替金の償還	被扶助者は法律扶助協会が立て替えた経費を返還しなければなりませんが、これは普通勝訴して相手方から返	(3)、扶助の趣旨に適するこ
資力にとぼしい人とは、みずから弁護士を依頼する資力にとぼしい者をいい、生活保護法の適用を受けている人はもちろんのこと、訴訟のための出費によつて			

国民年金保険料滞納のかたの
保険料納付の特例ができまし

国民年金保険料滞納のかたの 保険料納付の特例ができました	
未納の方は早めに納め、 みんな揃つて満額の老令年 金で老後を楽しみましょう	この特例措置です。
今回国民年金法の改正に 伴い、本制度は年毎に国民 生活に关心の高まりを示し てきました。	▲特例保険料納付は二年以 内に、○昭和四十五年七月一日か ら○昭和四十七年六月三十日 までの二年間に限つて認められ ます。
その中で、特に受給権の 確保のため、被保険者の優 遇措置としてご承知の「時 効完成分の未納保険料の納 付特例」があります。	○保険料は月四五〇円とな つております。従つてこの期間内に未納者 は完全に納入しなければなら ないということです。
国民年金制度発足 당시에 おけるP.R.や、被保険者の 年金に対する理解不足など から、保険料を長期間にわ たつて滞納しが時効によ つて納付することができな くなつた期間があるため、 今後保険料を完納しても支 給要件に充たしえないで一 生年金をもらえない人達が 相当数います。	ところで特例納入できる 被保険者は、強制加入者及 び高令任意加入者で、若年 任意加入者及び五年年金加 入被保険者は除かれます。 この特例の取扱は被保険 者(未納者)に対する最後 の優遇措置でありますから 一人残らず受給権をみたし 満額の年金が、もらえるよ う、お互に最善の努力を致 しましよう。
この特例措置はこれ等の 人達に対して年金受給権を 保証するために納付(納 入)を認めるということが 相違います。	二、年金保険料滞納のかたの 特例保険料納付は二年以内に、 昭和四十五年七月一日から 昭和四十七年六月三十日まで の期間内に未納者には完全に 納入しなければならないこと です。
尚不明な点、詳細につい ては、遠慮なく住民課国民 年金係へお問合せ下さい。	三、申請手続 り 尚詳細に り 係えお問 いよいよ 拠出 老令年金 昭和 改正 所得 しま

上されあらたに
比例制が誕生
ました

吉長宮請小高中辯津小吉須長高井樋園堀小土黒小官宮南川
田友田関林橋村田島八田川野橋上口田江田居木林園
シ末博順信友道幸文瞳綾清ミ邦まり宣恵美正久俊三
モ広子一代雄子吉子登美勇男子見子彦子展子武春夫子孝
え
長本小加下下加加宮西西本本五五加西上大都上び上中
崎納納崎榮栄十十栄納阪農納の
県町園草屋屋草草草市町町町鈴鈴草町屋市町屋町村